

個人情報保護に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が、「個人情報取扱事業者」として個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するための指針を示すものである。

(定 義)

第 2 条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規則において「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規則において「保有個人データ」とは、協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

5 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 この規則において「貸金業者」とは、貸金業法第3条1項の登録を受けた者をいう。

7 この規則において「従業者」とは、協会の組織内にあつて直接間接に協会の指揮監督を受けてその業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、理事、監事、派遣社員等も含まれる。

8 この規則において「従業員」とは、協会において現に使用される者で、賃

金、給料等を支払われる者をいう。

9 この規則において「従業員等」とは、協会の従業員、従業員となろうとする者及びなろうとした者並びに過去において協会に使用された者をいう。

(基本的責務)

第 3 条 協会及びその従業者は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、その有用性を適正に享受するよう努めなければならない。

2 協会は、前項の趣旨に従い、従業者のコンプライアンスの維持向上に努めるとともに、個人データの安全管理に十分配慮し、そのための適切な組織及び環境を整備しなければならない。

第 2 章 取得(取扱い)の制限

(取得方法の適正)

第 4 条 協会は、偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。

(機微情報)

第 5 条 協会は、次に掲げる個人情報取得してはならない。ただし、法令に定めのある場合又は業務の遂行のために必要不可欠である場合は、利用目的を示して本人から取得することができる。

一 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地等、不当な差別の原因となるおそれのある事項

二 思想、信条及び信仰

2 協会は、法令に定めがある場合その他正当な理由のある場合を除き、医療上の個人情報を取得してはならない。

第 3 章 利用目的

(利用目的の特定・変更、利用目的による制限)

第 6 条 協会が取り扱う個人情報の利用目的は、別紙 1 のとおりとする。

2 利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、かつ個人情報保護管理者の指示を受け又は承認を得た場合に限り行うことができる。

3 協会は、本人の事前の同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。この場合、当該個人情報を取り扱う者は個人情報保護管理者の指示

を受けなければならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(貸金業者等に関する個人情報の利用目的の公表・通知)

第 7 条 協会は、その事業遂行において取得する貸金業者及び貸金業者になろうとする者の個人情報の利用目的を、あらかじめ、協会のホームページへの掲載、事務所における掲示その他の方法により、公表しなければならない。

2 協会への入会に伴って取得する個人情報の利用目的は、「入会案内書」等に明示するものとする。

3 貸金業務取扱主任者研修の受講申込者の個人情報の利用目的は、「受講要綱」等において明示するものとする。

4 貸金業務取扱主任者の資格試験の受験申込者の個人情報の利用目的は、「受験要綱」等において明示するものとする。

(債務者等の個人情報の利用目的の通知)

第 8 条 協会は、苦情の解決その他の事業遂行において債務者等の個人情報を取得したときは、速やかにその利用目的を本人に通知しなければならない。

2 前項により得られた個人情報の内容は、特定の個人を識別することができないように（非個人情報化）したうえで、統計資料の作成等のために利用することができる。

(役員・委員・従業員の個人情報の利用目的の通知)

第 9 条 役員及び委員の選任のために取得する個人情報の利用目的は、あらかじめ書面（選任通知書等）をもって本人に明示しなければならない。

2 従業員の雇用のために取得する個人情報の利用目的は、あらかじめ募集要項等の書面をもって本人に明示しなければならない。

(利用目的を変更した場合の通知)

第 10 条 前項により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、公表するとともに、本人に通知しなければならない。

(利用目的の通知・公表の不要な場合)

第 11 条 次に掲げる場合には、前 4 条に定める利用目的の通知・公表を要しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 データ内容の正確性の確保

第12条 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保たなければならず、次の各号の手続きをとるものとする。

- 一 個人データの入力時及び更新時には、その照合・確認を慎重に行い、可能であれば、入力を行う者以外であってアクセス権限を有する者による確認の作業を行うこと。
- 二 個人データ取扱者が個人データの誤り又は過不足を発見した場合は、個人情報保護管理者に報告し、その指示に従い訂正等を行うこと。

第5章 個人データの安全管理

第13条 従業者は、保有する個人データの増大がその管理の負担とリスクの増大をもたらすことに配慮し、必要性の乏しい個人データベース等の作成及び個人データの追加を行わないように努め、また、不要な個人データ及び個人情報データベース等は、文書管理規定に従い、速やかに廃棄又は消去するものとする。

(非開示契約)

第14条 協会は、その従業員の採用の際に、個人データの安全についての義務を含む契約を締結しなければならない。

(周知・教育)

第15条 協会は、従業者に対し、定期又は随時に、個人情報の保護に関する関係法令及びこの規則についての周知を図るものとし、必要に応じて教育・研修等を実施するものとする。

(個人情報保護管理者等)

第16条 協会に、総括個人情報保護管理者1名を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 協会に、副総括個人情報保護管理者1名を置き、管理部長をもって充てる。
- 3 各課及び各支部に個人情報保護管理者1名を置き、各課長及び各支部長をもって充てる。
- 4 個人情報保護管理者は、あらかじめ、その所属する課又は支部に属する職員のうちから、副個人情報保護管理者を指名することができる。
- 5 協会に、個人情報監査責任者1名を置き、事務局長をもって充てる。

(個人情報保護管理者等の任務)

第17条 総括個人情報保護管理者は、協会の取り扱う個人データの管理に関する事務を総括する。

- 2 副総括個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の命を受けて、総括個人情報保護管理者を補佐する。
- 3 個人情報保護管理者は、その属する課または支部の取り扱う個人データを管理する。
- 4 副個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者の命を受けて、個人情報保護管理者を補佐する。
- 5 個人情報監査責任者は、個人データの管理の状況について監査する。

(個人データ取扱い台帳)

第18条 協会は、個人データについて、取得する項目、明示・公表等を行った利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権限を有する者、利用期限、その他個人データの適正な取扱いに必要な情報を記した「個人データ取扱い台帳」(別紙2)を作成しなければならない。

- 2 前項の台帳については、その内容が最新の状態に保たれていることを定期に確認しなければならない。

(アクセス権限)

第19条 協会は、個人データを取り扱う業務について、その権限を有する従業員を「業務別個人データ取扱者一覧」(別紙3)に定めるものとする。

- 2 前項により定めた従業員以外は当該個人データにアクセスしてはならない。アクセス権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でこれにアクセスしてはならない。

(環境整備)

第20条 協会は、個人データの安全管理につき、個人データの種類、記録媒体の性質及び技術の進歩に対応した必要かつ適切な環境を整備しなければならない。

(取得・入力)

第21条 個人情報を入力するにあたっては、原本との照合を確実に行うとともに、過大な負担となる場合を除いては、原本を保存するものとする。

2 前項の判断においては、個人情報保護管理者の指示を受けなければならない。

(移送・送信)

第 22 条 協会は、ファクシミリ、電子メール等の誤送信による個人データの漏洩を防止するための方策をとらなければならない。

(保管・バックアップ)

第 23 条 協会は、アクセス権限のない者のアクセスを防止するために、個人データを取り扱う場所及び情報システムに対して、施錠、パスワードの設定等のアクセス制限措置を施さなければならない。

2 協会は、コンピューターウィルス等不正な働きをするソフトウェア及び外部からの不正アクセスへの対策をとらなければならない。

3 従業者は、個人データを協会事務所の外部へ持ち出してはならない。ただし、事業の遂行のためにやむを得ない場合であって個人情報保護管理者の許可を得たときは、この限りでない。

4 前項ただし書きにより個人データを外部に持ち出したときは、その作業を終えた後、直ちにそのデータを元に戻し、外部にコピーを残してはならない。

5 個人データを記録した電磁的記録は、記録された個人データの重要度に応じて、バックアップを行わなければならない。

(消去・廃棄)

第 24 条 利用目的に照らして保管の必要がなくなった個人データは、文書管理規程の定めるところに従い、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

2 個人データの廃棄又は消去は、その記録媒体に応じた適切な方法により、復元及び読み取りを不可能にする方法をとらなければならない。

(点検・監査)

第 25 条 個人情報保護管理者は、所属する課又は支部において取り扱う個人データについての取扱いが法令及びこの規則に従い適正に行われていることを毎年点検し、その結果を副総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 副総括個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、前項の点検の結果を、総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。

3 個人情報保護監査責任者は、個人データの管理及び利用の状況について、定期又は随時に監査を行わなければならない。

4 個人情報監査責任者は、副総括個人情報保護管理者をもって、前項の監査に必要な事務を行わせることができる。

5 副総括個人情報管理者は、前項の規定により監査を行った場合には、その結果を個人情報監査責任者に報告しなければならない。

6 副総括個人情報管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、前各項の点検又は監査の結果、不適正な取扱いがあることを認めるときは、総括個人情報管理者の指示に従い、速やかにその是正措置をとらなければならない。

(委託契約)

第 26 条 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 27 条 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合の委託先には、個人データの安全管理のための組織及び環境が整備され、個人データが適正に取り扱われていると認められる者を選定しなければならない。

2 前項の委託においては、次に掲げる事項を委託契約に盛り込まなければならない。

- 一 個人データに関する秘密保持等の義務
- 二 再委託の制限又は条件に関する事項
- 三 個人データの複製等の制限に関する事項
- 四 個人データの安全確保に関する事項
- 五 個人データの漏洩等の事案の発生時における対応に関する事項
- 六 個人データの管理の状況についての調査及び報告徴収に関する事項
- 七 契約終了時における、個人データが記録された媒体の返却に関する事項
- 八 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

3 協会は、前項各号の内容が遵守されていることを定期的又は随時に確認し、遵守されていないと認められるときは、速やかに、委託先に是正を求めなければならない。

第 6 章 第三者への提供の制限

第 28 条 協会は、あらかじめ、次の事項について本人に認識させた上で同意を得なければ、その個人データを第三者に提供してはならない。この同意は、できる限り書面で行うものとする。

- 一 個人データを提供する第三者
- 二 提供を受ける第三者における利用目的
- 三 第三者に提供される情報の内容

2 法第 23 条に従い、次の場合は、前項の規定にかかわらず第三者へ提供することができる。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人

の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 当該個人データの取扱者は、前項ただし書に該当するか否かの判断について、個人情報保護管理者の指示を受けなければならない。

第 7 章 保有個人データに関する事項の公表等

第 29 条 協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を、ホームページへの掲載、事務所内における掲示、所定の事項を記載した文書の交付、本人からの求めへの回答などの方法により、本人に知りうる状態に置かなければならない。

一 当協会の名称（「日本貸金業協会」）

二 すべての保有個人データの利用目的

三 保有個人データの開示、訂正、追加、又は削除の求めに応じる手続き

四 保有個人データの利用の停止又は消去の求めに応じる手続き

五 保有個人データの利用の第三者への提供の停止の求めに応じる手続き

六 協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第 11 条 1 号から 3 号までに該当する場合

3 協会は、前項ただし書きにより保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第 8 章 開示等

（開示の求め）

第 30 条 協会は、本人から、前 2 項により、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその

旨を知らせることを含む。以下、同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 法令に違反することとなる場合
- 2 協会は、前項ただし書きにより、開示をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(訂正等の求め)

第 31 条 協会が保有する個人データについて、本人は、その個人データの内容に誤りがあることを理由として、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求めることができる。

- 2 前項の場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 協会は、前 2 項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。
- 4 協会は、第 1 項及び第 2 項の規定により従業員等の個人情報を訂正等する場合、それまで不正確な又は不完全な個人情報を提供していた関係者に対し、修正を施した内容について、可能な範囲で通知するものとする。ただし、従業員等が通知は不要である旨を同意した場合にはこの限りでない。

(利用停止等の求め)

第 32 条 協会が、本人から、その個人情報、法第 16 条、第 17 条、第 23 条第 1 項に違反していること（特定された利用目的の範囲を超えて取り扱っていること、不適正な方法による取得であること、又は本人の同意を得ないで第三者に提供していること）を理由として、その利用又は第三者への提供の停止、削除等の求めがあり、その求めが正当と認められるときは、個人情報保護管理者の指示により、遅滞なく、その違反を是正しなければならない。

(開示等の求めの方法)

第 33 条 前 4 項に定める利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止

を求める方法は、別紙 4 に定めるところによる。ただし、協会の役員及び従業員の個人情報については、本人から総務課長にその旨を申し出ることをもって足りる。

(不開示等の場合の説明義務)

第 34 条 協会は、本人から求められた保有個人データの開示、訂正又は利用停止若しくは第三者への提供停止の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その決定の理由について、根拠となる法の条文及び事実を示して説明を行わなければならない。

第9章 危機管理

(苦情への対応)

第 35 条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情を、次に掲げる窓口において受け付けるものとし、この窓口について公表しなければならない。

| | |
|------------------|--------|
| 貸金業者等又は債務者等からの苦情 | 相談センター |
| 従業員・役員からの苦情 | 総務課 |
| その他からの苦情 | 所掌担当課 |

- 2 協会は、前項各号の窓口において受けた苦情について、速やかに個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 報告を受けた個人情報保護管理者は、速やかに事実関係を調査し、必要な是正措置をとらなければならない。この場合、協会は、必要に応じて顧問弁護士その他の専門家の意見を聞くことが望ましい。
- 4 協会は、苦情の処理結果を、速やかに苦情を申し出た者に報告するものとする。

(漏洩等が生じた場合の措置)

第 36 条 個人情報の管理に関して、漏洩、滅失、毀損その他問題となる事案が発生したときは、次の各号に掲げる措置を順次にとるものとする。

- 一 問題となる事案が発生したことを知った職員は、直ちに、当該個人情報を管理する個人情報保護管理者に、その旨を報告する。
- 二 個人情報保護管理者は、前号の報告を受けたときは、速やかに副総括個人情報保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を講じる。
- 三 個人情報保護管理者は、前号の措置を講じた後、速やかに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、その調査結果を総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告する。

四 総括個人情報保護管理者又は副総括個人情報保護管理者は、前号の結果を監督官庁に報告し、また可能な限り公表する。

第10章 個人情報保護宣言

第37条 協会は、次の事項を含む個人情報保護宣言を策定し、協会のホームページへの掲載、事務所における掲示等により、公表するものとする。

一 個人情報保護への取り組み方針

ア 本規則及び関係法令を遵守すること

イ 個人情報を目的外に利用しないこと

ウ 個人情報の保護に関する苦情処理に適切に取り組むこと

二 個人情報の利用目的の通知・公表等の手続き

三 保有個人データの開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続

四 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

附 則

1 この規則は、平成19年12月19日から施行する。

2 この規則の改正にあたっては、従業員の過半数を代表する者との協議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月18日から改正施行する。

(21.6.16 第3回理事会決議)

- ・ 第9条表題に「委員・」を追加挿入及び同条本文中「役員の選任のために～」を「役員及び委員の選任のために～」に変更
- ・ (別紙1)の個人情報の分類に「5.貸金業務取扱主任者の登録申請者の個人情報」と「9.試験委員の個人情報」を、利用目的に「主任者登録の管理事務」と「選任、業務に関する連絡等」を追加挿入及びこれに伴い5以降を繰り下げ
- ・ (別紙3)「業務別個人データ取扱者一覧」の業務内容の「資格試験事務」の次に「主任者登録事務」を追加挿入